

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	1
○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）	17

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許（第三十二条の二―第四十条の三）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通の規制のうち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。</p> <p>一 法第十七条の二第一項の道路標識等 歩道及び交通の状況により支障がないこと。</p> <p>二 法第二十一条第二項第三号の道路標識等 交通の頻繁な道路における車両の通行の円滑を図るため特に必要があること。</p> <p>三～五（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許（第三十二条の二―第四十条の三）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通の規制のうち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 法第二十一条第二項第三号の道路標識等 交通のひんばんな道路における車両の通行の円滑を図るため特に必要があること。</p> <p>二～四（略）</p>

(信号の意味等)

第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に  
対面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	一 (略) 二 自動車、一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)(右折につき一般原動機付自転車(法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点を通行する一般原動機付自転車(以下この表において「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車」という。))を除く。)、トロリーバス及び路面電車は、直進し、左折し、又は右折することができること。 三 多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車(法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下この条及び第四十一条の三第一項において同じ。))及び軽車両は、直進(右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点に

(信号の意味等)

第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に  
対面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	一 (略) 二 自動車、原動機付自転車(右折につき原動機付自転車が法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点を通行する原動機付自転車(以下この表において「多通行帯道路等通行原動機付自転車」という。))を除く。)、トロリーバス及び路面電車は、直進し、左折し、又は右折することができること。 三 多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進(右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。青色の灯火の矢印の項を除き、以下この条において同じ。))をし、又は左折することができること。

	(略)	赤色の灯火	<p>一 一 三 (略)</p> <p>四 交差点において既に右折している車両等（多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）は、そのまま進行することができること。この場合において、当該車両等は、青色の灯火により進行することができることとされている車両等の進行妨害をしてはならない。</p> <p>五 交差点において既に右折している多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、その右折している地点において停止しなければならないこと。</p>	<p>人の形の記号を有する青色の灯火</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特例特定小型原動機付自転車（法第十七条の二第一項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。以下この表において同じ。）及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。以下この条及び第二十六条第三号において同じ。）は、横断歩道に</p>
<p>において右折することを含む。青色の灯火の矢印の項を除き、以下この条において同じ。）をし、又は左折することができること。</p>				

	(略)	赤色の灯火	<p>一 一 三 (略)</p> <p>四 交差点において既に右折している車両等（多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両を除く。）は、そのまま進行することができること。この場合において、当該車両等は、青色の灯火により進行することができることとされている車両等の進行妨害をしてはならない。</p> <p>五 交差点において既に右折している多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、その右折している地点において停止しなければならないこと。</p>	<p>人の形の記号を有する青色の灯火</p> <p>一 (略)</p> <p>二 普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。以下この条及び第二十六条第三号において同じ。）は、横断歩道において直進をし、又は左折することができること。</p>
--	-----	-------	---	--

				<p>人の形の記号を有する青色の灯火の点滅</p> <p>人の形の記号を有する赤色の灯火</p> <p>青色の灯火の矢印</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 横断歩道を進行しようとする特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。</p>	<p>において直進をし、又は左折することができること。</p>
2・3 (略)	備考 (略)	(略)		<p>青色の灯火又は赤色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向に進行することができること。この場合において、交差点において右折する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両とみなす。</p>		
4	公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者等、特定小型原動機付自転車及び自転車に対して意味を表示する					

				<p>人の形の記号を有する青色の灯火の点滅</p> <p>人の形の記号を有する赤色の灯火</p> <p>青色の灯火の矢印</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。</p>	
2・3 (略)	備考 (略)	(略)		<p>青色の灯火又は赤色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向に進行することができること。この場合において、交差点において右折する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両とみなす。</p>		
4	公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者等及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で					

ものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に並び、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	<p>一 (略)</p> <p>二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、直進をし、又は左折することができること。</p>
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	<p>一 (略)</p> <p>二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。</p>
人の形の記号を有する青色の灯火	<p>一 (略)</p> <p>二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。</p> <p>三 交差点において既に左折している特定小型原動機付自転車及び自転車は、そのまま進行することができること。</p> <p>四 交差点において既に右折している特定小型原動機付自転車及び自転車は、その右折している地点において停止しなければならないこと。</p>

定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に並び、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	<p>一 (略)</p> <p>二 自転車は、直進をし、又は左折することができること。</p>
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	<p>一 (略)</p> <p>二 自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。</p>
人の形の記号を有する青色の灯火	<p>一 (略)</p> <p>二 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。</p> <p>三 交差点において既に左折している自転車は、そのまま進行することができること。</p> <p>四 交差点において既に右折している自転車は、その右折している地点において停止しなければならないこと。</p>

備考 (略) と。

5 (略)

(運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者)

第二十六条の三の三 法第七十一条の四第四項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一〜四 (略)

2 法第七十一条の四第五項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

3 第一項の規定は、法第七十一条の四第六項の政令で定める者について準用する。この場合において、第一項第一号から第三号までの規定中「三年」とあるのは「一年」と、同項第四号中「次項各号」とあるのは「第四項において読み替えて準用する次項各号」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、法第七十一条の四第七項の政令で定める者について準用する。この場合において、第二項各号中「三年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

備考 (略)

5 (略)

(運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者)

第二十六条の三の三 法第七十一条の四第三項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一〜四 (略)

2 法第七十一条の四第四項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

3 第一項の規定は、法第七十一条の四第五項の政令で定める者について準用する。この場合において、第一項第一号から第三号までの規定中「三年」とあるのは「一年」と、同項第四号中「次項各号」とあるのは「第四項において読み替えて準用する次項各号」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、法第七十一条の四第六項の政令で定める者について準用する。この場合において、第二項各号中「三年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。

自動車等の違反行為	自動車の運転者の違反行為
(略)	
法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八条第一項第五号の違反行為

二 (略)

第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

第三十三条の二 法第九十条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 運転免許試験（以下「試験」という。）に合格した者（他免

一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。

自動車等の違反行為	自動車の運転者の違反行為
(略)	
法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八条第一項第三号の違反行為

二 (略)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

第三十三条の二 法第九十条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 運転免許試験（以下「試験」という。）に合格した者（他免



許等既得者（当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者をいう。以下この条において同じ。）を除く。次号から第六号までにおいて同じ。）が一般違反行為（自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で別表第二の一の表の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ ホ （略）

二 八 （略）

2 4 （略）

（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）

第三十三条の五の三 （略）

2 （略）

3 法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 特定失効者又は特定取消処分者で、一般原動機付自転車を運転することができる免許を受けていたもの

二 原動機付自転車免許を申請した日前六月以内に一般原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等

許等既得者（当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者をいう。以下この条において同じ。）を除く。次号から第六号までにおいて同じ。）が一般違反行為（自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で別表第二の一の表の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ ホ （略）

二 八 （略）

2 4 （略）

（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）

第三十三条の五の三 （略）

2 （略）

3 法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 特定失効者又は特定取消処分者で、原動機付自転車を運転することができる免許を受けていたもの

二 原動機付自転車免許を申請した日前六月以内に原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免

の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

三 (略)

4 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第一百七十七条第一項若しくは第二項、法第一百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、法第一百七十七条の二の二第一項第一号、第三号、第七号若しくは第八号、法第一百七十七条の三、法第一百七十七条の四第一項第二号若しくは法第一百八条第一項第一号、第五号〔法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。〕若しくは第六号若しくは第二項第一号に係る違反行為（法第一百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第一百八条第二項第一号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中

許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

三 (略)

4 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第一百七十七条第一項若しくは第二項、法第一百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、法第一百七十七条の二の二第一項第一号、第三号、第七号若しくは第八号、法第一百七十七条の三、法第一百七十七条の四第一項第二号若しくは法第一百八条第一項第一号、第三号〔法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。〕若しくは第四号若しくは第二項第一号に係る違反行為（法第一百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第一百八条第二項第一号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中

型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。)又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 (略)

(特定小型原動機付自転車危険行為等)

第四十一条の三 法第百八条の三の五第一項の政令で定める行為は、特定小型原動機付自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一 法第七条(信号機の信号等に従う義務)の規定に違反する行為

二 法第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反する行為

三 法第九条(歩行者用道路を通行する車両の義務)の規定に違反する行為

四 法第十七条(通行区分)第一項、第四項又は第六項の規定に違反する行為

五 法第十七条の二(特例特定小型原動機付自転車の歩道通行)第二項の規定に違反する行為

六 法第十七条の三(特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行)第二項の規定に違反する行為

七 法第三十三条(踏切の通過)第二項の規定に違反する行為

八 法第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)の規

型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。)又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 (略)

(危険行為)

第四十一条の三 (新設)

定に違反する行為

九 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十 法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十一 法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

十二 法第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反する行為

十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為

十四 法第六十八条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反する行為

十五 法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

十六 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当するものに限る。）

十七 法第一百七十七条の二第一項第四号又は法第一百七十七条の二の二第一項第八号の罪に当たる行為

2| 法第八十条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〜四（略）

五 法第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第二項の規定に違反する行為

法第八十条の三の五の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〜四（略）

五 法第十七条の二（軽車両の路側帯通行）第二項の規定に違反する行為

六〇十五 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分	講習手数料	
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
(略)	(略)	(略)	(略)
料	法第百八条の二第一項第十号又は第十号に掲げる講習	(略)	(略)
備考	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の

六〇十五 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分	講習手数料	
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
(略)	(略)	(略)	(略)
料	法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	(略)	(略)
備考	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の

八、第三十七条の十、第三十九条の二の二、第四十一条の三関係

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類別	点数
(略) 混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過(二十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追いつかれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、自動車等交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐車違反(駐車禁止場所等)、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過(普通等五割未満)、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良(尾灯等)、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認、ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト	一点

八、第三十七条の十、第三十九条の二の二関係

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類別	点数
(略) 混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過(二十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追いつかれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐車違反(駐車禁止場所等)、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過(普通等五割未満)、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良(尾灯等)、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認、ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト装着義務	一点

反則行為の種類	反則行為の種類	反則金の額
	車両等の	
別表第六(第四十五条関係)		
<p>装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反</p>		
備考		
<p>二・三 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1～57 (略)</p> <p>58 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第四項から第七項までの規定に違反する行為をいう。</p> <p>59～79 (略)</p> <p>80 「自動車等交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。</p> <p>81～132 (略)</p>		

反則行為の種類	反則行為の種類	反則金の額
	車両等の	
別表第六(第四十五条関係)		
<p>違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反</p>		
備考		
<p>二・三 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1～57 (略)</p> <p>58 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定に違反する行為をいう。</p> <p>59～79 (略)</p> <p>80 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。</p> <p>81～132 (略)</p>		

(略)	十九 通行許可条件違反、歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	大型車	六千円
		普通車又は二輪車	四千円
		原付車	三千円
種類			

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 19 (略)

20 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。

21 「路側帯進行方法違反」とは、法第十七条の三第二項の規定の違反となるような行為をいう。

22 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項か

(略)	十九 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	大型車	六千円
		普通車又は二輪車	四千円
		原付車	三千円
種類			

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 19 (略)

(新設)

(新設)

(新設)



ら第五項までの規定の違反となるような行為をいう。

23|  
25|  
(略)

三  
(略)

20|  
22|  
(略)

三  
(略)

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（道路交通法施行令の規定の読み替え適用）</p> <p>第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第二十六条の六第一号</p>	<p>（略）</p>	<p>下欄に掲げる違反行為</p>	<p>下欄に掲げる違反行為（運転代行業法第二条第七項に規定する随伴用自動車（以下単に「随伴用自動車」という。）の運転者については、法第百十八条第一項第五号の違反行為に限る。）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>